

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 (5694) 0111 (午前9時～午後6時まで)

担当 _____

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 小岩ホームさわやか相談室の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	小岩ホームさわやか相談室
所在地	江戸川区南小岩6-28-12
介護保険指定番号	居宅介護支援(東京都1372300051号)
サービスを提供する地域	原則として江戸川区

(2) 職員体制

	常 勤
主任介護支援専門員 (管理者)	5名
介護支援専門員	1名

(3) 営業日および営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、祝日・年末年始(12/29～1/3)はお休みさせていただきます。
営業時間	午前9時～午後6時まで

上記日時外での相談連絡窓口

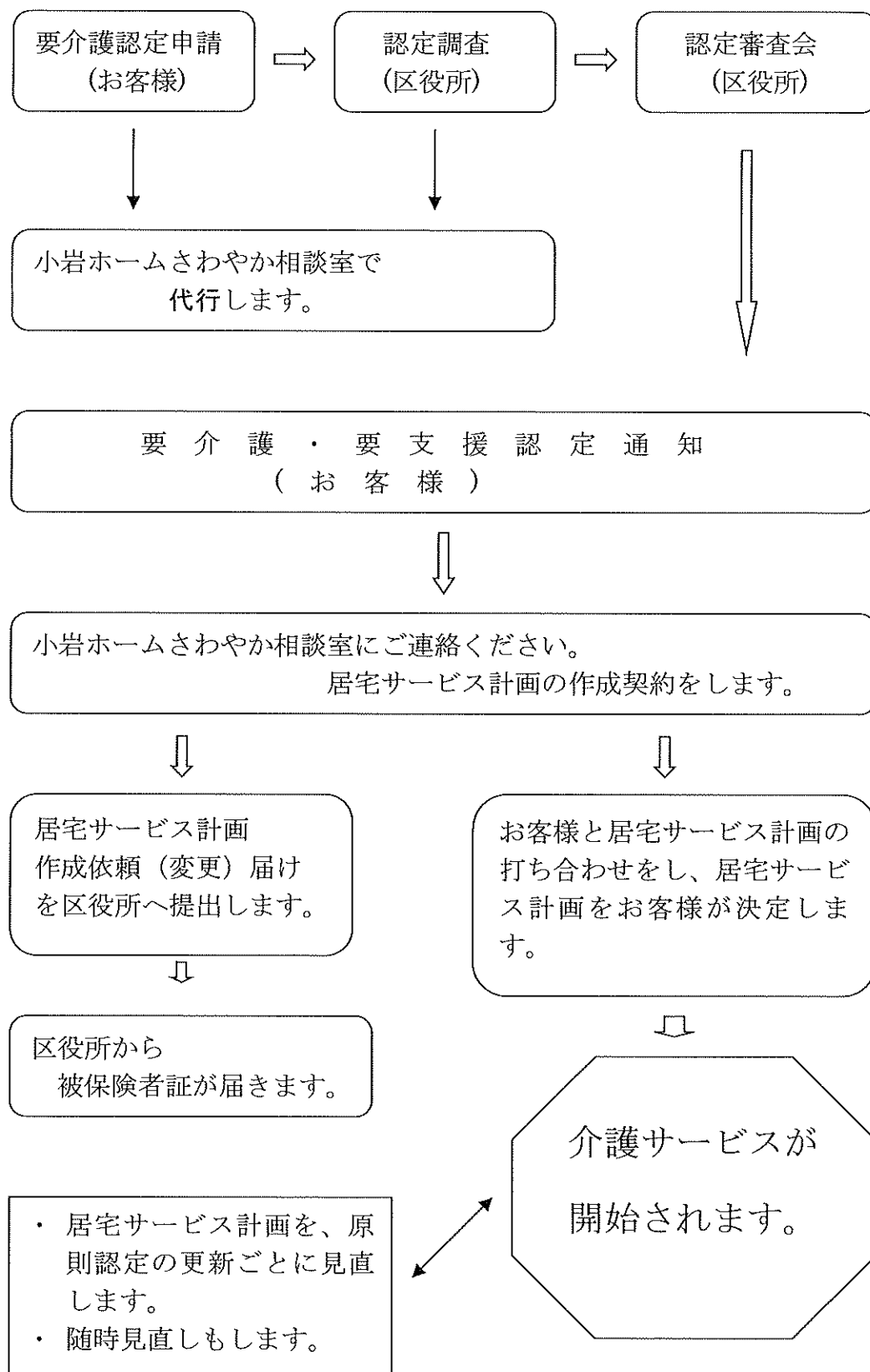
介護支援専門員直通連絡先

電話番号 070-5459-0973

※介護サービス第三者評価の実施状況

実施の有無：無

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 利用料

(1) 居宅介護（予防）支援費

¥ 5,239（要支援 1・2）

¥ 12,380（要介護 1・2）

¥ 16,085（要介護 3・4・5）

(2) その他、状況に応じて以下の加算があります。

＊初回加算

＊特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（A）

＊入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）

＊通院時情報連携加算

＊退院・退所加算

＊緊急時等居宅カンファレンス加算

＊特定事業所医療介護連携加算

＊ターミナルケアマネジメント加算

要介護（要支援）認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて上記の金額をいただき、当社からサービス証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日江戸川区に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(3) 交通費

江戸川区にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

(4) 支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月、10日までに前月分を請求いたしますので、30日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。お支払いの方法は、銀行振込、郵便振込、現金の3通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法等

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。契約をしたのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保健施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

お客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① お客様が可能な限り自宅で、その能力に応じ自立した日常生活が営めるよう配慮いたします。
- ② お客様の心身の状況、環境等に応じて、お客様の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、総合的、効率的に提供されるよう配慮いたします。
- ③ お客様の意思および人格を尊重し、常にお客様の立場にたって、公正中立に、各種介護サービスが提供されるよう配慮いたします。
- ④ 居宅サービス計画の作成にあたり、お客様から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所を紹介するように求めることができます。また当該事業所をケアプランに位置付けた選定理由の説明を求めることができます。
- ⑤ 虐待の発生及び再発を防止するため下記の取り組みをしています。
 - 1.虐待の防止に係る対策を検討するための委員会の開催と結果の周知。
 - 2.虐待防止のための指針を整備。
 - 3.虐待防止のための研修を定期的に行う。
 - 4.虐待防止に係る委員会の担当者を置く。

7. サービス内容に関する苦情相談窓口

① 小岩ホームお客様相談担当 事務長 小林 司

電話番号 (5694) 0103

(受付時間 月～金曜日 9:00～18:00)

② 江戸川区役所 福祉部 介護保険課 事業者調整係

電話番号 (5662) 0032

③ 東京都国民健康保険団体連合会

介護福祉部介護相談指導課介護相談窓口担当（10階）

電話番号 （6238）0177

（開設時間 月～金曜日 9：00～17：00）

④ 第三者委員 地域の4名の方に委員を委嘱しております。詳細はお客様相談担当へご相談ください。

8. 当社営業日・営業時間外での相談連絡

営業時間 9：00～18：00

休日 祝日・日曜日・年末年始（12月29日～1月3日）

9. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会の開催と結果の周知徹底を図ります。
- （2）虐待防止のための指針の整備します。
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施します。
- （4）取り組みを適切に実施するための担当者の設置 担当者 小林 司
- （5）事業所の職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを江戸川区に通報します。

10. 業務継続について

- （1）事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画」を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- （2）事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- （3）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 衛生管理等について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 2. 事故発生時の対応について

居宅介護支援サービス提供時に、利用者に事故が発生した場合、速やかに江戸川区、利用者の家族等に連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

1 3. その他運営に関する重要事項

事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じます。

1 4. 当社の概要

⑤ 名称	社会福祉法人 厚生会
⑥ 代表者役職・氏名	理事長 中山 政昭
⑦ 本部所在地	江戸川区南小岩 5-11-10
⑧ 電話番号	03 (5694) 0101
⑨ 定款に定めた事業	
① 特別護老人ホーム	小岩ホーム
② 老人デイサービスセンター	小岩デイサービスセンター
③ 老人短期入所事業	小岩ホーム
④ 地域包括介護支援センター	小岩ホームさわやか相談室
⑤ 居宅介護支援事業所	小岩ホームさわやか相談室
⑥ 特定相談支援事業所	小岩ホームさわやか相談室
⑦ 障害児相談支援事業	小岩ホームさわやか相談室

- 1 5. 利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏する事のないよう、公正中立に行わなければならない事等を踏まえ、下記 2 点について説明致します。(別紙)
- ①前 6 ヶ月に指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護が、それぞれ位置づけられた居宅サービス計画の占める割合。
- ②前 6 ヶ月に指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数のうちに同一のサービス事業所によって提供されたものが占める割合。

~~~~~契約をする場合は以下のことを確認すること~~~~~

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 江戸川区南小岩 6-28-12

名称 社会福祉法人 厚生会

説明者 所属 小岩ホームさわやか相談室

氏名 介護支援専門員

私は、契約書および本書面により、事業主から居宅介護支援事業所小岩ホームさわやか相談室について重要事項の説明を受け同意いたします。

(利用者) 住所

氏名

(家族) 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名

# 居宅介護（予防）支援契約書

居宅介護（予防）支援サービス利用者（以下、「利用者」といいます）と社会福祉法人厚生会小岩ホームさわやか相談室（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護（予防）支援について、次のとおり契約します。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

## 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和      年      月      日から利用者の要介護（要支援）認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にその氏名を文書で通知します。

## 第4条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。
- ⑥ 介護支援専門員一人あたりの担当件数は、44件以下とします。

## 第5条（経過観察・再評価）

- 1 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。
  - ① 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
  - ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
  - ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護（要支援）認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

## 第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

## 第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

## 第8条（要介護認定等の申請に係わる援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定又は要支援認定（以下、「要介護認定等」といいます）の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

## 第9条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所で、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第11条第1項から第3項の規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

## 第10条（料金）

事業者が提供する居宅介護（予防）支援に対する料金規定は、【契約書別紙】のとおりです。

#### 第11条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。  
この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者又はその家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
  - ③ 利用者が死亡した場合

#### 第12条（秘密保持）

- 1 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

#### 第13条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

#### 第14条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者から相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

#### 第16条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うに当たっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

#### 第17条（信義誠実の原則）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第18条（事業運営等の公表）

入居者又は入居者の家族は事業計画書、財務諸表の閲覧及びコピー（有料）を請求することができます。

#### 第19条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、契約書2通を作成し、利用者、事業者が1通ずつ保有するものとする。

契約締結日 令和      年      月      日

契約者氏名

《事業者名》社会福祉法人厚生会 小岩ホームさわやか相談室

《指定番号》東京都第1372300051号

《住 所》〒133-0056 江戸川区南小岩6-28-12

《代表者名》理事長      中山 政昭

利用者      《住所》

《氏名》

家族      《住所》

《氏名》

代理人      《住所》

《氏名》

## [居宅介護（予防）支援 契約書別紙]

### ○ 担当介護支援専門員

氏名 \_\_\_\_\_  
連絡先（５６９４）０１１１

### ○ 料金

#### (1) 居宅支援介護（予防）支援費

¥ 5,380（要支援１・２）

¥ 12,380（要介護１・２）

¥ 16,085（要介護３・４・５）

#### (2) その他、状況に応じて以下の加算があります。

- \* 初回加算
- \* 特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ａ）
- \* 入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- \* 通院時情報連携加算
- \* 退院・退所加算
- \* 緊急時等居宅カンファレンス加算
- \* 特定事業所医療介護連携加算
- \* ターミナルケアマネジメント加算

要介護（要支援）認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、１ヶ月につき要介護度に応じて上記の金額をいただき、当社からサービス証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日江戸川区に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

○ サービス内容に関する苦情相談窓口

◇ 小岩ホームお客様相談担当 事務長 小林 司

電話番号 (5694) 0103

(受付時間 月～金曜日 9:00～18:00)

◇ 江戸川区役所 福祉部 介護保険課 事業者調整係

電話番号 (5662) 0032

◇ 東京都国民健康保険団体連合会

介護福祉部介護相談指導課介護相談窓口担当(10階)

電話番号 (6238) 0177

(開設時間 月～金曜日 9:00～17:00)

第三者委員 地域の4名の方に委員を委嘱しております。詳細はお客様相談担当へご相談ください。

事業者

<事業者名> 指定居宅介護支援事業所 小岩ホームさわやか相談室  
(東京都1372300051号)

<住所> 江戸川区南小岩6-28-12

<代表者名> 社会福祉法人 厚生会  
理事長 中山 政昭

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

<利用者氏名>

<家族氏名>

<代理人氏名>